

吉野川市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第12号の規定に基づき平成25年度定期監査の結果に対する見解及び今後の対応等について(回答)を別紙のとおり公表する。

平成26年3月26日

吉野川市監査委員 阿部 徳男  
同 工藤 俊夫

平成25年度定期監査指摘事項及び改善策

指 摘 事 項	改 善 策	備 考
<p>学校林のあり方について、先進地事例を確認するとともに、そのあり方や意義を検討する必要がある。</p>	<p>学校林の管理・運用については、これまで各学校が自主的に実施していましたが、学校によっては保護者が地域住民の協力のもと、十分に管理・運用がなされている学校と管理もままならぬ学校など学校間に格差があります。</p> <p>学校林の教材として利活用や管理のあり方、また、隣接林の影響などの様々な問題に対しては、吉野川市全体として学校林のあり方の基本の方針や具体的な管理の方法を検討した上で、改善に努めます。</p>	